相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南さつま市大浦町八五七番地
最後の住所鹿児島県南さつま市加世田内山田
二六八四番地　被相続人　亡　小村　鈴子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十一日
事務所　鹿児島市大明丘二丁目一六番七号　田中佐和子
法律事務所
相続財産管理人　弁護士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市松尾二丁目一二〇番地二
五、最後の住所沖縄県那覇市安里二丁目一番四五一五〇六号メゾン高倉安里
被相続人　亡　岡　一輝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十一日
沖縄県那覇市首里汀良町三丁目八〇番九号
レジデンス弥生二〇一号
相続財産管理人　名嘉　章雄

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員であった旅行業者
(一)　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業
(二)　登録番号　愛知県知事登録旅行業第三一一〇二一一号
(三)　商号　有限会社ゆうゆう旅行
(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　有限会社ゆうゆう旅行　名古屋市北区大曽根三丁目二番一一号　代表取締役　伊藤　博則
(五)　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　名古屋市北区大曽根三丁目二番一一号
(六)　旅行業登録年月日　平成十一年六月四日
二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十三年九月二十日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。
三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、三百万円です。
四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。
(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。
(二)　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十三年十月十一日
東京都港区虎の門四丁目一番二〇号　田中　山
ビルディング　社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 23 年 10 月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①セクレタリーアンドマーケティング　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３―961号　④神谷和弘　神奈川県藤沢市辻堂新町１－２－17パークグランディ湘南辻堂202　⑤本社営業所　神奈川県藤沢市辻堂新町１－２－17パークグランディ湘南辻堂202　⑥平成22年６月10日　⑧平成23年９月26日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県藤沢市辻堂新町１－２－17パークグランディ湘南辻堂202　神谷和弘

Ｂ　①株式会社ジャスト・パートナー　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―1236号　④株式会社ジャスト・パートナー　愛知県安城市三河安城本町１丁目31番地２　代表取締役　鈴木髙一　⑤株式会社ジャスト・パートナー　本社営業所　愛知県刈谷市東刈谷町二丁目５番地19　⑥平成19年10月26日　⑧平成23年８月19日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県安城市三河安城本町１丁目31番地２　株式会社ジャスト・パートナー　代表取締役　鈴木髙一

Ｂ　①大伸ツーリスト　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2142号　④田村公三郎　堺市中区陶器北845番地５　⑤本社営業所　堺市中区陶器北845番地５　⑥平成13年９月10日　⑧平成23年９月８日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫堺市中区陶器北845番地５　田村公三郎

Ｂ　①株式会社ヒューマンネットワーク　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３―482号　④株式会社ヒューマンネットワーク　兵庫県たつの市龍野町本町139番地　代表取締役　直木省吾　⑤本社営業所　兵庫県たつの市龍野町本町139番地　⑥平成11年７月26日　⑧平成23年８月30日　⑩300万円　⑪兵庫県知事　⑫兵庫県たつの市龍野町本町139番地　株式会社ヒューマンネットワーク　代表取締役　直木省吾

Ｂ　①有限会社東海興産　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―632号　④有限会社東海興産　福岡県北九州市若松区本町３丁目１番18号　取締役　齋藤まゆみ　⑤有限会社東海興産旅行事業部タイムテーブル　福岡県北九州市若松区本町３丁目１番18号　⑥平成18年１月26日　⑧平成23年１月26日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県北九州市若松区高須北３丁目４番37号　齋藤まゆみ

Ｂ　①株式会社アウトトリップ　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―402号　④株式会社アウトトリップ　福岡県福岡市中央区平尾２丁目２番22号　代表取締役　山﨑己年　⑤本社営業所　福岡県福岡市中央区平尾２丁目２番22号　⑥平成８年２月22日　⑧平成23年９月20日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市中央区平尾２丁目２番22号　株式会社アウトトリップ　代表取締役　山﨑己年